

厚生労働省

《厚生労働省》

表 13-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）（平成19年3月30日決定） 平成19年9月28日一部変更 平成20年3月31日一部変更 平成21年3月31日一部変更 平成22年3月31日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 法第9条に規定する政策 (2) 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの（政策の決定を伴わないもの、政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なものと及び補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないものを除く。） (3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 政策体系に基づき対象とする政策 前年度の実施計画の評価予定表において事後評価の対象とすることを予定しているものに加え、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。なお、イに該当する場合は、重点評価課題として、重点的に評価することとする。 ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合 イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合 a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策 b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等 ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合 (2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの (3) 個々の公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策 ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの (5) 法第7条第2項第2号に規定する政策 (6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に基づき定める成果重視事業 (7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税） (8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの (9) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの ○ 事後評価は、上記(1)（ウを除く）の場合については実績評価又は総合評価方式、(1)ウ、(5)、(7)、(8)及び(9)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式を基本とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。 ○ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等

		<p>の情報として活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価官室は、政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。 ○ 担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況について、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成22年度）（平成22年3月31日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：32の施策目標（11の施策目標については、重点評価課題として評価を実施。） ※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。 ○ 総合評価：5政策 ○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した26の事業及び6の成果重視事業
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未着手：該当なし ○ 未了：個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下に掲げる政策について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 施策中目標のうち、指標のモニタリング結果により評価の必要が生じたもの (2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発 (3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策のうち、本計画の計画期間内において事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの (5) その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

表13-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数																			
事前評価	事業評価方式：11件 (新規事業等) 〔表13-3-ア〕	事業の政策効果が有効であると認められたため予算要求を行う	11	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	11	概算要求に反映	11																	
						事業評価方式：47件 (個別公共事業) 〔表13-3-イ〕	新規採択が妥当である	47	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	47	概算要求に反映	47												
											事業評価方式：28件 (研究開発) 〔表13-3-ウ〕	新規採択が妥当である	28	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	28	概算要求に反映	28							
																事業評価方式：11件 (規制) 〔表13-3-エ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	11	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした（行うことを予定）	11				
																					事業評価方式：28件 (租税特別措置等) 〔表13-3-オ〕	妥当である	28	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：32件 〔表13-3-カ〕	廃止	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】																			
						見直しの上増額	5	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	25	機構・定員要求に反映														
										見直しの上現状維持	9	機構要求に反映	0	定員要求に反映	1									
														見直しの上減額	12	概算要求に反映	25	機構・定員要求に反映	4					
																		見直しをせず、現状維持	5	機構要求に反映	0	定員要求に反映	4	
																						事業評価方式：23件 (継続事業) 〔表13-3-キ〕	継続が妥当である	20
とりやめが妥当である	1	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	2	概算要求に反映	2																			
				実施した事業は妥当	2	3 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した（廃止、休止又は中止する予定） 【廃止、休止、中止】	4	政策の重点化等	2															
								4 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	1															

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
	事業評価方式：6件 (成果重視事業) 〔表13-3-ク〕	目標の達成に向けて取組を進める	3	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	3	概算要求に反映	3
		実施した事業は妥当	3	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	3		
	総合評価方式：3件 〔表13-3-ケ〕	—	3	1 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	2	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	1
		—	—	—	—	—	—
	事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表13-3-コ〕	継続が妥当である	2	評価結果を踏まえ、評価対象の施策につき、引き続き当該措置が必要である 【引き続き推進】	2		
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式：54件 (個別公共事業(再評価)) 〔表13-3-サ〕	継続が妥当である	50	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	50		
		見直しが妥当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政策の一部を中止した(中止する予定) 【改善・見直し】	1		
		休止又は中止が妥当である	3	3 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した(廃止、休止又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	3		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	事業評価方式：12件 (個別公共事業(再評価)) 〔表13-3-サ〕	継続が妥当である	11	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	11		
		休止又は中止が妥当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止・中止した(廃止、休止又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	1		
	事業評価方式：583件 (個別研究開発課題) 〔表13-3-シ〕	行政課題の解決に貢献している	583	今後同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際し反映する予定である	583		

- (注) 1 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 2 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成22年度)」では、5政策について総合評価方式により評価することとしていたが、評価に遅れが生じている政策等を除いた3事業について評価を実施している。
- 3 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成22年度)」では、事前評価の実施後、一定期間が経過した26事業を評価することとしていたが、平成22年度以前に事業が終了したことにより、3事業を除いた23事業について評価を実施している。

表 13-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」に基づき、平成23年度予算概算要求を伴う新たな政策（事業）のうち、11の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日及び9月30日に「平成22年度事業評価書（事前）」として公表。

表 13-3-ア 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	「国民の安心を守る肝炎対策強化推進」事業（新規）
2	子宮頸がん予防対策強化事業
3	働く世代への大腸がん検診推進事業
4	「職場における受動喫煙防止対策」事業（新規）
5	「職場におけるメンタルヘルス対策の促進」事業（一部新規）
6	就職活動準備事業（新規）
7	「実践的な職業能力開発支援の実施」事業
8	両立支援に関する雇用管理改善事業（新規）
9	「地域医療支援センター（仮称）運営支援」事業（新規）
10	「チーム医療実証」事業（新規）
11	医療情報データベース基盤整備事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(1)参照。

- (2) 新規採択を要求している公共事業の47の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成22年6月24日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 13-3-イ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（16（3）地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（31（12）地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(2)参照。
2 本表の地区数のうち、（ ）内は、平成21年度予算に係る事前評価の対象地区数であり内数。

- (3) 平成23年度予算概算要求を行う28の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成23年1月12日に「厚生労働省の平成23年度研究事業に関する評価（概算要求前の評価）」として公表。

表 13-3-ウ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（27事業）
2	基礎研究推進事業費（1事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(3)参照。

- (4) 以下の10の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成22年4月16日、6月24日、

10月27日、11月10日、12月8日、23年1月20日、2月7日及び3月24日に「規制影響分析書」として公表。

表 13-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	医薬品に関する広告制限の対象の追加（結腸・直腸がん治療薬「パニツムマブ」及びその製剤について）
2	医薬品に関する広告制限の対象の追加（多発性骨髄腫治療薬「レナリドミド」及びその製剤について）
3	医薬品に関する広告制限の対象の追加（リンパ腫治療薬「ベンダムスチン」、その塩類及びそれらの製剤について）
4	「酸化プロピレン等に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
5	「石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
6	「毒物及び劇物指定令の改正（劇物の指定及び指定除外）」について（2件）
7	「毒物及び劇物取締法施行令の改正」について
8	医薬品に関する広告制限の対象の追加（骨髄異形成症候群治療薬「アザンチジン」及びその製剤について）
9	「認定職業訓練の認定制度の創設等」について
10	「有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護」について

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(4)参照。

2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(5) 租税特別措置等に係る28政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日、9月30日及び23年3月31日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 13-3-オ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
2	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
3	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長
4	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
5	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
6	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長
7	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の拡充
8	試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充
9	グリーン投資減税
10	サービス付き高齢者住宅（仮称）供給促進税制
11	医業継続に係る相続税・譲与税の納税猶予等の特例措置
12	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
13	医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
14	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続
15	共同利用施設の特別償却制度の延長
16	公害防止用設備の特別償却制度の延長
17	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
18	障害者を多数雇用する事業所に係る税制上の特例措置
19	譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充
20	新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長
21	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税）
22	中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）の延長
23	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長

24	平成12年度医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長
25	療養病床の転換に係る特別償却制度
26	中小企業等基盤強化税制（教育訓練費）
27	「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の創設に伴う税制上の所要の措置
28	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表13-4-(5)参照。

2 事後評価

（1）所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成22年度）」に基づき、32の施策目標について評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度実績評価書（平成21年度の実績の評価）」として公表。

表13-3-カ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること」について	改善・見直し
2	「総合的な医療安全確保対策の推進を図ること」について	引き続き推進
3	「政策医療を向上・均てん化させること」について	改善・見直し
4	「感染症の発生・まん延の防止を図ること」について	改善・見直し
5	「適正な移植医療を推進すること」について	改善・見直し
6	「医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること」について	改善・見直し
7	「健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること」について	改善・見直し
8	「希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること」について	引き続き推進
9	「新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること」について	改善・見直し
10	「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」について	引き続き推進
11	「健康危機管理に関すること」について	引き続き推進
12	「労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること」について	改善・見直し
13	「被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること」について	改善・見直し
14	「豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること」について	引き続き推進
15	「労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること」について	改善・見直し
16	「労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること」について	改善・見直し
17	「公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること」について	改善・見直し
18	「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」について	改善・見直し
19	「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること」について	改善・見直し
20	「雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること」について	引き続き推進

21	「若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること」について	改善・見直し
22	「福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと」について	改善・見直し
23	「男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること」について	改善・見直し
24	「母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること」について	改善・見直し
25	「地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること」について	改善・見直し
26	「災害に際し応急的な支援を実施すること」について	引き続き推進
27	「旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること」について	改善・見直し
28	「障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること」について	改善・見直し
29	「企業年金等の健全な育成を図ること」について	改善・見直し
30	「企業年金等の適正な運営を図ること」について	改善・見直し
31	「二国間等の国際協力を推進すること」について	改善・見直し
32	「国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること」について	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(6)参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成18年度に事業評価（事前評価）を実施した19年度予算概算要求に係る新規事業のうち、22年度における継続事業23事業を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度事業評価書（事後）」として公表。

表13-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	在宅緩和ケア対策推進事業	廃止、休止、中止
2	へき地巡回診療へり運営事業	改善・見直し
3	小児救急電話相談事業	引き続き推進
4	医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業	引き続き推進
5	医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業	引き続き推進
6	病原体等管理体制整備事業	引き続き推進
7	がん検診実施体制強化モデル事業	—
8	マンモグラフィ検診従事者研修事業	引き続き推進
9	過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策事業	廃止、休止、中止
10	ハローワークにおける正社員就職増大対策の推進	廃止、休止、中止
11	マザーズハローワーク事業	引き続き推進
12	「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト	引き続き推進
13	ジョブカフェ等によるきめ細やかな就職支援	引き続き推進
14	若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施事業	引き続き推進
15	「関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進」事業	引き続き推進
16	年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の開発・実施について	廃止、休止、中止
17	短時間労働者均衡待遇推進等助成金事業	改善・見直し
18	育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）	引き続き推進
19	養育費相談支援センター事業	引き続き推進
20	生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型）貸付制度	引き続き推進
21	工賃倍増計画支援事業費補助金	引き続き推進
22	発達障害者支援開発事業	引き続き推進
23	要介護認定適正化事業	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(7)参照。
2 No.7は、事業終了後の評価を実施したものである。

- (3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成22年度）」に基づき、6つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日及び23年3月31日に「平成22年度成果重視事業評価書」として公表。

表13-3-ク 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	引き続き推進
2	社会保険業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
3	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	—
4	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	—
5	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	—
6	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(8)参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成22年度）」に基づき、3政策について評価を実施し、平成23年3月31日に「総合評価書」として公表。

表13-3-ケ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	新型インフルエンザ対策	改善・見直し
2	「子ども・子育て応援プラン」	—
3	介護保険制度	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(9)参照。

- (5) 租税特別措置等に係る2施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日及び9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表13-3-コ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	引き続き推進
2	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(10)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の66実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成22年6月24日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表13-3-サ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
-----	--------	-----------

1	簡易水道等施設整備事業（13 地区）	引き続き推進 （13 地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（53（2）地区）	引き続き推進 （48(1)地区） 改善・見直し （1 地区） 廃止、休止、中止 （4(1)地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(11)参照。
2 本表の地区数のうち、()内は、平成21年度予算に係る再評価の対象地区数であり内数。

(7) 事業評価方式を用いて、平成21年度に終了した583研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成23年1月12日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表13-3-シ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

No.	評価対象政策	
1	I 行政政策研究分野	行政政策（23課題）
2		厚生労働科学特別研究（17課題）
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発（46課題）
4		臨床応用基盤（30課題）
5	III 疾病・障害対策研究分野	長寿・障害総合（40課題）
6		子ども家庭総合（5課題）
7		第3次対がん総合戦略（55課題）
8		生活習慣病・難治性疾患克服総合（176課題）
9		感染症対策総合（40課題）
10		こころの健康科学（20課題）
11	IV 健康安全確保総合研究分野	地域医療基盤開発推進（40課題）
12		労働安全衛生総合（4課題）
13		食品医薬品等リスク分析（68課題）
14		健康安全・危機管理対策総合（19課題）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(12)参照。

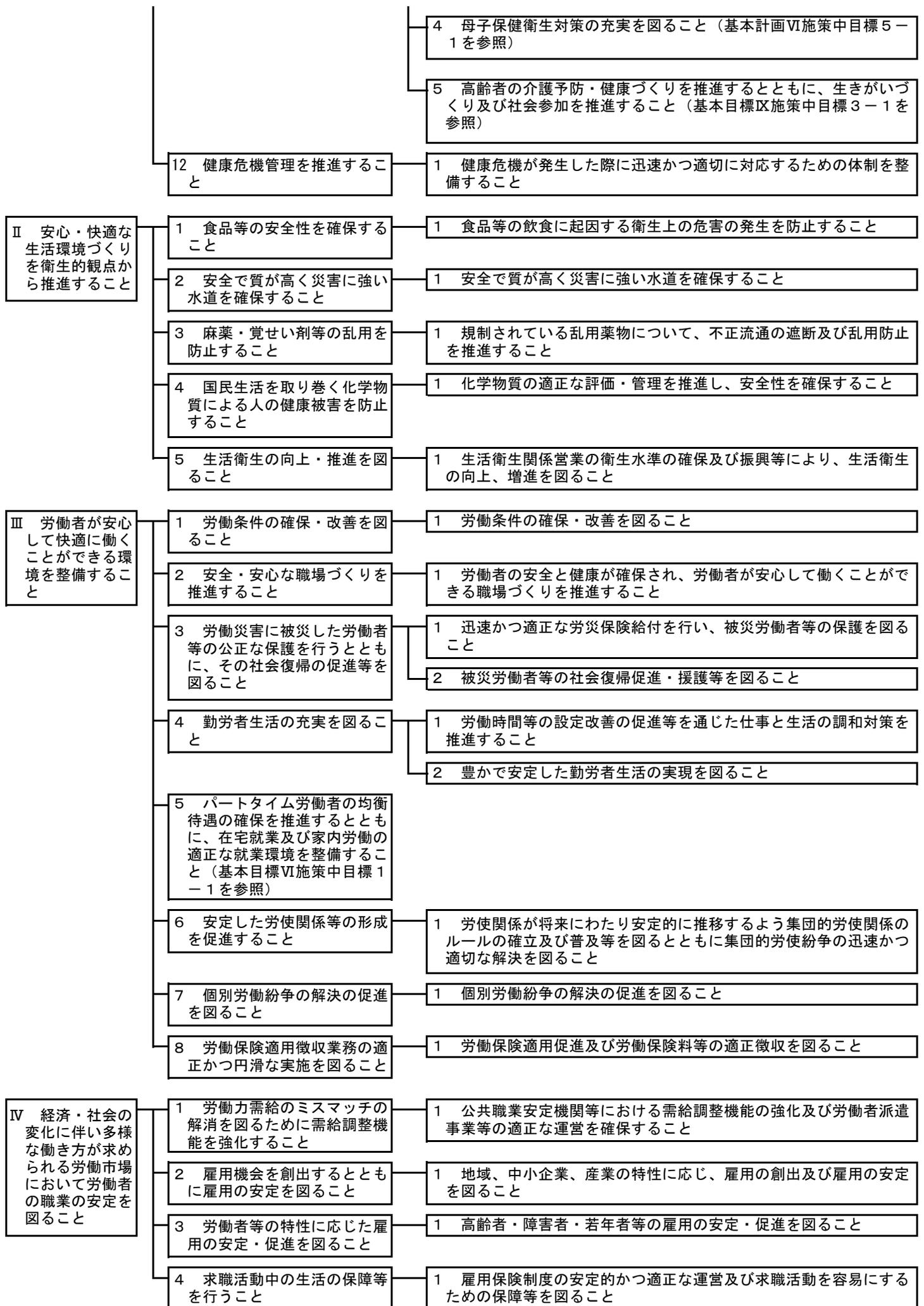
政策体系（厚生労働省）

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

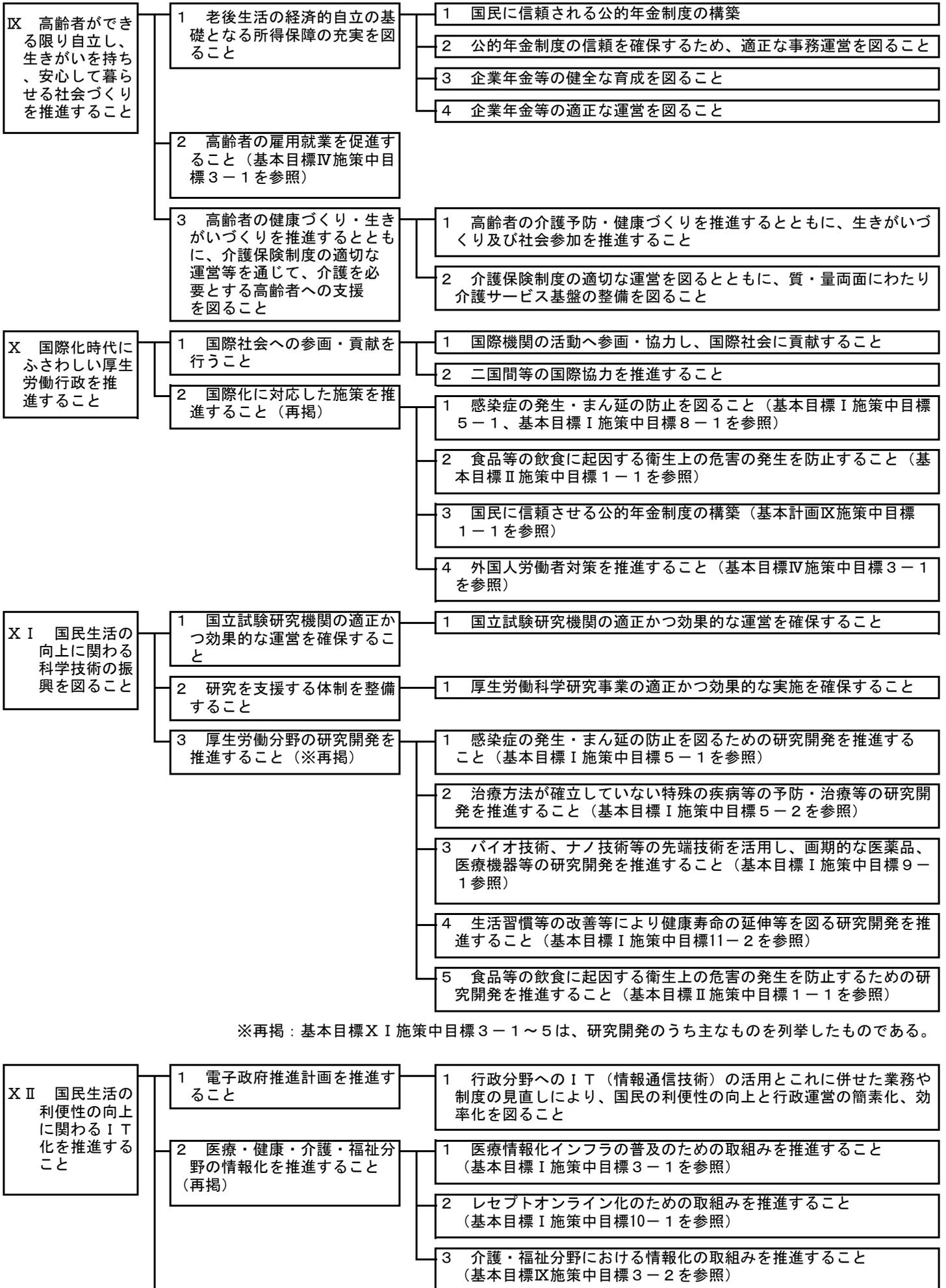
厚生労働省の使命

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

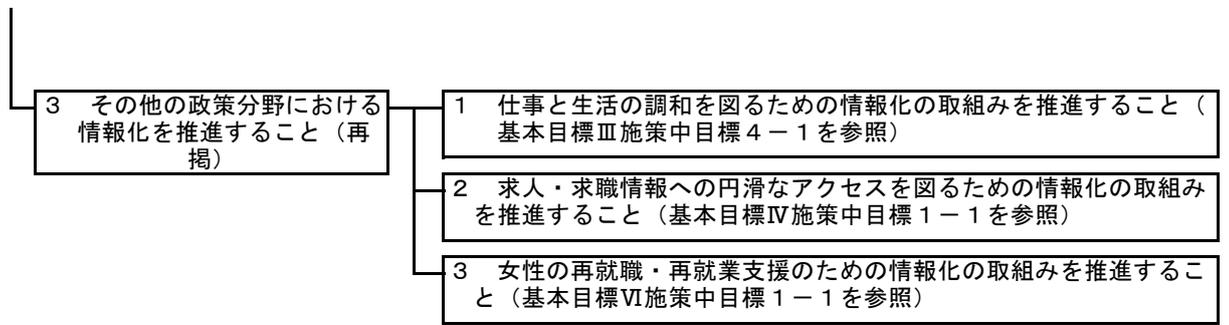
基本目標	施策大目標	施策中目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
		2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること
		2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること
		2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
		3 適正な移植医療を推進すること
		4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること
2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること		
3 医薬品の適正使用を推進すること		
7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること	
8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること	1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること	
9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	
10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	
	2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること	
11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	
	2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	
	3 安心・安全な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策中目標2-1を参照）	



V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
	2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること 2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること
	3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	1 技能継承・振興のための施策を推進すること
VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること	1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
	2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること 2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること 3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
	3 子育て家庭の生活の安定を図ること	1 子育て家庭の生活の安定を図ること
	4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
	5 母子保健衛生対策の充実を図ること	1 母子保健衛生対策の充実を図ること
	6 総合的な母子家庭等の自立を図ること	1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること
VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
	2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 災害に際し応急的な支援を実施すること
	4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
	5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと 2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること 3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること 4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
VIII 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること	1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること 2 障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）



※再掲：基本目標XⅠ施策中目標3-1～5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。



（注） 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/seisaku09/dl/seisaku09_02a.pdf)参照

